

○小樽市水道事業給水条例施行規程

昭和45年12月15日

企業規程第29号

最近改正 平成28年3月28日水道規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、小樽市水道事業給水条例（昭和45年小樽市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(1世帯又は1箇所)

第2条 条例第3条第1号に規定する「1世帯又は1箇所」とは、一つの部屋、一つの建物又は連続する敷地内ごとに同一人によって営まれる生活又は事業の単位をいう。ただし、アパート、寮等で屋内に設けられた1専用給水装置を2世帯又は2箇所以上で使用するものは、1世帯又は1箇所とみなす。

(代理人等の選定等の届出)

第3条 条例第4条及び条例第5条の規定による届出は、代理人（代表者）選定（変更）届（様式第1号）によるものとする。

(給水装置工事の申込み)

第4条 条例第7条第1項の規定による申込みは、給水装置工事承認申請書（様式第2号）によるものとする。

(修繕の報告等)

第4条の2 条例第7条第1項ただし書に規定する管理者（条例第2条の2第5号に規定する管理者をいう。以下同じ。）が別に定める場合は、修繕の工事の場合とする。

2 前項の修繕の工事をした者は、修繕工事報告書（様式第2号の2）又は修繕工事精算書（様式第2号の3）を管理者に提出しなければならない。

(同意書等の提出)

第5条 条例第7条第2項に規定する同意書又はこれに代わる書類は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 他人の家屋又は他人の土地内に給水装置を設置しようとするとき 当該家屋若しくは土地所有者の同意書又はこれに代わる書類

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき 当該給水装置所有者若しくはその代表者の同意書又はこれに代わる書類

(3) 他人の給水装置を改造しようとするとき 当該給水装置所有者の同意書又はこれに代わる書類

(設計変更等の届出)

第6条 給水装置工事の申込者は、当該給水装置工事の設計を変更し、又は給水装置工事の申込みを取りやめるときは、給水装置工事設計変更（申込取りやめ）届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

(指定等の通知)

第6条の2 管理者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定をしたときは、指定通知書（様式第4号）により、その旨を当該指定給水装置工事事業者に通知するものとする。

2 管理者は、法第25条の11第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定を取り消したときは、指定取消通知書（様式第5号）により、その旨を当該指定給水装置工事事業者に通知するものとする。

(指定の効力の停止)

第6条の3 管理者は、指定給水装置工事事業者が法第25条の11第1項の規定に該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者に斟酌すべき特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

2 管理者は、前項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止したときは、指定停止通知書（様式第6号）により、その旨を当該指定給水装置工事事業者に通知するものとする。

（指定証の交付等）

第6条の4 管理者は、指定給水装置工事事業者の指定をしたときは、指定給水装置工事事業者証（様式第6号の2。以下この条において「指定証」という。）を当該指定給水装置工事事業者に交付するものとする。

2 指定給水装置工事事業者は、事業を廃止したとき若しくは休止したとき、指定を取り消されたとき又は指定の効力を停止されたときは、指定証を管理者に返納しなければならない。

3 管理者は、指定給水装置工事事業者から事業を再開する旨の届出があったとき又は指定の効力の停止を解除したときは、前項の規定により返納された指定証を当該指定給水装置工事事業者に交付するものとする。

4 指定給水装置工事事業者は、指定証を汚損したとき又は紛失したときは、その再交付を管理者に申請することができる。

（指定等の告示）

第6条の5 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小樽市水道局文書事務取扱規程（平成16年小樽市企業管理規程第5号）第19条の規定により、その旨を告示するものとする。

(1) 法第16条の2第1項に規定する指定をしたとき。

(2) 指定給水装置工事事業者から事業を廃止し、休止し、又は再開する旨の届出があったとき。

(3) 法第25条の11の規定により指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。

(4) 第6条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の効力

を停止したとき。

(表彰)

第6条の6 管理者は、指定給水装置工事事業者が水道事業に対し、その功績が特に顕著であると認めるときは、これを表彰することができる。

(給水装置工事の設計及び施行)

第7条 給水装置工事の設計及び施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

(審査及び検査の申請)

第8条 指定給水装置工事事業者は、条例第8条第2項に規定する審査又は同条第3項に規定する検査を受けようとするときは、給水装置工事審査申請書(様式第7号)及び給水装置工事検査申請書(様式第7号の2)を管理者に提出しなければならない。

(設計の審査及び検査を必要としない給水装置工事)

第9条 条例第8条第2項ただし書及び第3項ただし書に規定する管理者が別に定める給水装置工事は、修繕の工事とする。

(給水装置工事の検査)

第9条の2 指定給水装置工事事業者は、条例第8条第3項に規定する検査を受けようとするときは、当該給水装置工事に係る職務を行った給水装置工事主任技術者を立ち合わせなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、当該給水装置工事が条例第8条第3項に規定する検査に合格しないときは、管理者の定める日までに改修を行い、再検査を受けなければならない。

(給水管等の指定)

第10条 条例第9条第1項に規定する給水管及び給水用具の構造及び材質の指定については、管理者が別に定める。

(市が負担する工事費)

第10条の2 条例第12条ただし書に規定する管理者が特に必要と認める工事費は、次に掲げる工事費とする。

- (1) 公道部分に属する給水装置の修繕の工事費で管理者が認めるもの
- (2) 公益上その他特別な理由があると管理者が認める工事費

第11条 削除

(工事費概算額の納入)

第12条 条例第14条第1項に規定する工事費概算額は、管理者が定める納期限までに納入しなければならない。

(工事費の精算)

第13条 条例第14条第2項ただし書に規定する還付又は追徴に要する費用の実費に満たないときは、前納した額と精算額との差額が500円以下のときとする。

第14条 削除

(工事の申込みの取りやめ)

第15条 管理者は、給水装置工事の申込者が工事費概算額をその納期限から20日を経過しても納入しないときは、当該給水装置工事の申込みを取りやめたものとみなす。

(管理者の改修等)

第16条 管理者が設計し、及び施行した給水装置工事は、その引渡し後1年以内に破損した場合は、管理者がこれを改修し、又は修繕するものとし、その費用は管理者が負担する。ただし、その原因が天災地変又は給水装置の使用若しくは所有者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

(措置指示)

第17条 条例第16条の規定による指示は、措置指示書(様式第8号)によ

り行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(身分証明書)

第18条 条例第16条の規定により検査に従事する職員は、給水装置立入検査員身分証明書(様式第9号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給水契約の申込み等)

第19条 条例第21条第1項の規定による申込み又は条例第24条の規定による届出は、水道使用申込書(様式第10号から様式第10号の3まで)の提出、電話その他の方法によるものとする。

2 条例第25条第2項の規定による承認を受けようとする者は、消火栓使用承認申請書(様式第11号)を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、条例第25条第2項の規定による承認をしたときは、消火栓使用承認書(様式第12号)を当該申請者に交付するものとする。

第20条 削除

(所有者の変更又は消防の使用に係る届出)

第21条 条例第24条の規定による所有者の変更があったときの届出は給水装置(排水設備等)所有者変更届(様式第13号)によるものとし、消防に使用したときの届出は給水装置消防使用届(様式第14号)によるものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第21条の2 条例第25条の3第2項の規定により管理者が別に定める貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次のとおりとする。

- (1) 管理は、法施行規則第55条の規定に掲げる基準に準じて行うこと。
- (2) 検査は、1年以内ごとに1回、貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検

査を行うこと。

(用途)

第22条 条例別表第1号用途の欄の用語の意義は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家事用 家事の用に使用するものをいう。
- (2) 浴場用 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、入浴料金の価額について統制を受ける公衆浴場営業の用に使用するものをいう。
- (3) 臨時用 工事用その他臨時に使用するものをいう。
- (4) 業務用 前3号に掲げるもの以外の用に使用するものをいう。

(使用水量の認定)

第23条 条例第30条第1項第1号の規定による使用水量の認定は、水道メーター（以下「メーター」という。）の取替え後の使用水量を基礎として日割計算により算出し、異常のあった期間の使用水量として認定する。

2 条例第30条第1項第2号の規定による使用水量の認定は、使用水量を認定すべき月の前2月若しくは前年同期における使用水量又はその他の要素を考慮して認定する。ただし、これによりがたい場合は、見積量により認定する。

3 条例第30条第2項ただし書の規定による使用水量の認定は、使用者の業態、家族数その他の要素を考慮して用途別又は使用態様別に認定する。

(料金徴収後の過不足精算)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）の徴収後、その料金の算定に過誤があったときは、翌月分の料金徴収の際に過不足を精算する。ただし、給水装置の使用を廃止し、又は中止した者の料金は、そのつど過不足を精算する。

(料金の納期限)

第25条 料金の納期限は、納入通知書の発行の日から起算して20日目とする。ただし、水道の使用を廃止し、若しくは中止し、又は臨時用に水道を使用する場合その他管理者が必要と認める場合には、納期限を変更することができる。

第26条 削除

(前納金)

第27条 条例第33条第1項に規定する管理者が必要と認める場合とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 使用予定期間が4箇月を超える場合
- (2) 使用予定水量が20立方メートルを超える場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理者が相当と認める場合

2 条例第33条第1項に規定する管理者が定める料金の概算額は、使用予定期間中の使用予定水量とする。

第28条 削除

(加入金についての特例)

第29条 条例第35条に規定する管理者が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 工事その他一時的に使用するため、給水装置の新設工事（以下「新設工事」という。）を申し込む場合
- (2) 給水装置の撤去工事しゅん工後3月以内（管理者が正当な理由があると認めるときは、3箇月を超える場合を含む。以下同じ。）に当該撤去工事の申込みをした者が新設工事を申し込む場合。ただし、新設するメーターの口径が撤去したメーターの口径を超える場合を除く。
- (3) 私設消火栓のみを設置する場合で、メーターを設置しないことについて



管理者が特に承認した場合

(新設工事に撤去工事に関連する場合の加入金)

第30条 新設工事の申込者は、前条第2号ただし書の規定に該当する場合は、新設するメーターの口径に対応する加入金の額と撤去したメーターの口径に対応する加入金の額との差額を納入しなければならない。

第31条 削除

(設計変更によりメーターの口径を増す場合の加入金)

第32条 給水装置工事の着手をした後、設計変更によりメーターの口径を増す場合は、設計変更後のメーターの口径に対応する加入金の額と設計変更前のメーターの口径に対応する加入金の額との差額を納入しなければならない。

(加入金の還付)

第33条 既納の加入金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を還付するものとする。

- (1) 給水装置工事の申込みを取り消した場合 既納の加入金の全額
- (2) 給水装置工事の設計変更によりメーターの口径を減じる場合 既納の加入金の額から設計変更後のメーターの口径に対応する加入金の額を控除した額
- (3) 新設工事しゅん工後3月以内に当該新設工事の申込みをした者の所有に係る他の給水装置の撤去工事がしゅん工した場合 撤去したメーターの口径に対応する加入金の額。ただし、撤去したメーターの口径に対応する加入金の額が既納の加入金の額を超えるときは、既納の加入金の額を限度とする。

(加入金及び手数料の納期限)

第33条の2 条例第35条及び条例第39条第2項に規定する管理者の定める日は、納入通知書の発行の日から起算して20日目とする。ただし、納期

限までに当該給水装置工事を着工するときは、その着工する日とする。

(料金等の減免申請)

第34条 条例第40条の規定による減免を受けようとする者は、水道料金等減免申請書(様式第16号又は様式第16号の2)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(給水停止の通告等)

第35条 管理者は、条例第16条の2又は条例第42条第1項の規定による給水の停止をするときは、給水停止通告書(様式第17号)又は給水停止通知書(様式第18号)を当該使用者又は所有者に交付するものとする。

付 則

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和45年10月19日から適用する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の小樽市水道事業給水条例施行規程の規定によつてした申込、届出又は承認若しくは検査その他の行為は、この規程の各相当規定によつてなされたものとみなす。

付 則(昭47.7.10企業規程12)

この規程は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則(昭48.3.20企業規程5)

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭48.8.20企業規程22)抄

(施行期日)

この規程は、昭和48年10月1日から施行する。

付 則(昭51.4.26企業規程9)

この規程は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

付 則（昭 5 3. 3. 2 9 企業規程 1）

この規程は、昭和 5 3 年 3 月 2 9 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 6 条から第 9 条までの改正規定は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭 5 3. 4. 1 企業規程 2）

この規程は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭 5 4. 6. 1 企業規程 5）

この規程は、昭和 5 4 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（昭 5 5. 4. 1 2 企業規程 4）

この規程は、昭和 5 5 年 4 月 1 2 日から施行する。

付 則（昭 5 6. 7. 2 3 企業規程 9）

この規程は、昭和 5 6 年 8 月 1 日から施行する。

付 則（昭 6 0. 4. 1 企業規程 3）抄

1 この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭 6 2. 3. 3 1 企業規程 1）

この規程は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭 6 3. 5. 2 企業規程 2）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平元. 3. 3 1 企業規程 6）

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平 3. 3. 1 8 企業規程 4）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平 4. 5. 1 企業規程 5）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平 5. 9. 1 企業規程 1 0）

（施行期日）

1 この規程は、平成5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、この規程による改正前の小樽市水道事業給水条例施行規程の規定に基づいて作成された用紙がある場合は、この規程による改正後の小樽市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則 (平6. 4. 1企業規程8)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平8. 3. 28企業規程4)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平9. 3. 28企業規程5)

(施行期日)

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、改正前の小樽市水道事業給水条例施行規程の規定により作成された用紙がある場合は、当分の間、必要な訂正を加えたうえで使用することができる。

附 則 (平10. 3. 26企業規程6) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平12. 7. 7企業規程14)

この規程は、平成12年7月7日から施行する。

附 則 (平13. 3. 30企業規程3)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平14. 9. 18企業規程14)

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平15. 3. 18企業規程4）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平16. 3. 26企業規程5）抄  
（施行期日）

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平17. 3. 31企業規程6）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平19. 5. 24企業規程18）抄  
（施行期日）

1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平20. 9. 10企業規程12）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平21. 3. 31企業規程1）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平23. 4. 1水道規程1）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23. 7. 29水道規程8）

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平24. 6. 26水道規程2）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平25. 3. 27水道規程1）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平27. 3. 27水道規程2）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平 2 8 . 3 . 2 8 水道規程 2）

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

受付	年 月 日
----	-------

代理人(代表者)選定(変更)届

年 月 日

小樽市公営企業管理者

水道局長 様

届出人	住 所 氏 名	印
	住 所 氏 名	印
	住 所 氏 名	印

給 水 装 置 設 置 場 所	小樽市 丁目 番 号 町 番地		
給 水 装 置 の 種 類	専用給水装置・私設消火栓		
設 置 番 号	第 号		
調 定 区	※ 区	調定番号	※ 第 号
代 理 人 又 は 代 表 者	新	住 所 ..... (フリガナ) 氏 名 印	
	旧	住 所 氏 名 印	
摘 要			

様式第2号(第4条関係)(表)

受	第	号
付	年	月
	日	

給水装置工事承認申請書

小樽市公営企業管理者  
水道局長 様

1	申請者	住所 フリガナ	TEL	—	2	申 事 業 者	番 号	住 所	印
	氏名		印						
						3	設 場 置 所		小樽市 丁目 番 号 町 番地

給水装置工事入力データ									
4	設置番号					給水方式		戸数	
5	配水系統	—			6	メータ口径		mm	
7	給水の種別	(1) 専用栓 (2) 消火栓 (3) 給水本・支管 (4) 共同管							
8	給水の種別	—							
9	加入金					加入金精算			円
	消費税相当額					消費税相当額			円
	計					計			円
(0)新規 (1)変更( mm× )より					(0)新規 (1)変更( mm× )より				
11	口径			mm	16	口径			mm
12	審査手数料			円	17	審査手数料			円
13	検査手数料			円	18	検査手数料			円
14				円	19				円
15				円	20				円
	計			円	20	計			円
					21	精算年月日		年	月
									日
備考									



(裏)

利害関係人同意書

私の申込みをした給水装置工事について、利害関係人から次のとおり承諾を得たので届け出ます。

小樽市公営企業管理者

年 月 日

水道局長 様

設置場所	丁目	番	号
	町		番地
申込者	氏名		印

記

私は、申請者が給水装置工事を施工することに承諾しました。

利害関係人	住所	氏名	印	備考
家屋所有者				
家屋の土地所有者				
給水管路の土地所有者				
給水本管所有者				
給水支管所有者				

下記の道路について道路管理者の占用許可及び警察署長の使用許可が必要ですので、貴局に申請その他の手続を願います。

国道・道道・市道・私道

申込者氏名

印

様式第2号の2(第4条の2関係)

修繕工事報告書

提出年月日	年 月 日
施工年月日	年 月 日
設置場所	小樽市 丁目 番 号 町 番地
お客様の氏名	
指定給水装置工事事業者	印
給水装置工事主任技術者	この工事は、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認しました。 印
内 容	-----
	-----
	-----
	-----
	-----
修繕の箇所	<p>修繕した箇所を○で囲んでください。</p> <p>The diagram illustrates a water supply system. It starts with a 配水管 (distribution pipe) leading to a メータ (meter). From the meter, a 給水管 (supply pipe) runs through a 散水栓 (sprinkler) and a 水抜栓 (drain). The system then branches into a 洗面 (sink) area with a 湯沸器 (water heater) and a トイレ (toilet) area with a 水抜栓 (drain). A 風呂 (bath) is also shown with a 水抜栓 (drain). Circled symbols (○) are placed on the water heater, the toilet drain, and the bath drain to indicate the locations of the repairs.</p>

様式第2号の3(第4条の2関係)

修繕工事精算書

										電	窓	現	当	日	その							
										話	口	場	直	直	他							
受	年	月	日	前	時	分	後	受付者	受付	番号												
	住所	入力	番号	小樽市	丁目	番	号	目標														
	フリガナ																					
	氏名																					
付	故障	止	破	屋	屋	出	音	凍	耐	そ	内容											
	内容	ら	裂	内	外	ない	する	結	不	他	連絡先 ☎											
	調査者	道路許可【国・道・市・私】			舗装道【歩道・車道】砂利道																	
発注月日	年			月	日	材				料		費		労		力		費				
事業者名	入力	番号	氏名			他		名		入	力	材	料	名	寸	法	数	量	入	力	数	量
修	月	日	前	時	分	後	～	月	日	前	時	分	後									
備	検収月日	年	月	日	検	収	印	入力	番号													
	考																					
工	修繕したことを確認します。											確認		印								
	事	住所	小樽市	丁目	番	号	氏名															
費	担	者	町	番	地																	

小樽市水道局

様式第3号(第6条関係)

受付	年	月	日
----	---	---	---

給水装置工事(設計変更・申込取りやめ)届

小樽市公営企業管理者

水道局長 様

	申込者	印
設置場所	小樽市	丁目番地号
設置番号	第	号
給水工事申込 受付番号年月日	No.	年 月 日
給水装置の種類	①専用栓②消火栓③給水本支管④共同管⑤臨時	
給水装置工事の種類	新設・改造(増設・変更・布設替え)・撤去	
届出の内容		
理由		
摘要		

様式第4号(第6条の2関係)

年 月 日

様

小樽市公営企業管理者

水道局長

印

指 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった小樽市指定給水装置工事事業者について、水道法第16条の2第1項の規定により、次のとおり指定したので通知します。

記

1 指定登録番号 第 号

2 指定年月日 年 月 日

様式第5号(第6条の2関係)

年 月 日

様

小樽市公営企業管理者  
水道局長 印

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日付け第 号をもって指定した小樽市指定給水装置工事事業者  
について、水道法第25条の11第1項の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

記

1 取 消 年 月 日 年 月 日

2 取り消した理由

※ この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起  
算して60日以内に、小樽市長に対して審査請求をすることができます。

様式第6号(第6条の3関係)

年 月 日

様

小樽市公営企業管理者  
水道局長 印

指 定 停 止 通 知 書

年 月 日付け第 号をもって指定した小樽市指定給水装置工事事業者  
について、小樽市水道事業給水条例施行規程第6条の3第1項の規定により、次のとおり停止  
したので通知します。

記

1 停止期間 年 月 日から 月(日)間  
年 月 日まで

2 停止した理由

※ この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起  
算して60日以内に、小樽市長に対して審査請求をすることができます。

様式第6号の2(第6条の4関係)



小樽市指定給水装置工事事業者証

水道法第16条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

記

登録番号 第 号

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

年 月 日

小樽市公営企業管理者

水道局長

印





(2)

給水装置工事審査申請書（申請図）

宛先 小樽市公営企業管理者 水道局長

設置番号	
種別	新設・改造・撤去・その他（ ）
メーター口径	Ø mm
所有者名	
設置場所	丁目 番 号 町 番 地
指定事業者	
指定工事店	
主任技術者	
責任技術者	
工期	着工 年 月 日 しゅん工 年 月 日
屋根形状	*無落（ ） 落雪
工場 店舗	業種
審査承認	年 月 日
図面番号	審査員 *無落の（ ）内は接続先を記入。



(2)

給水装置工事検査申請書（しゅん工図）

宛先 小樽市公営企業管理者 水道局長

断面図	現況水圧	分岐位置	栓・弁位置	メータ位置	汚水分岐位置
	Mpa				

利害関係人（ ）

氏名	
住所	
設置番号	
種別	新設・改造・撤去・その他（ ）
メータ口径	Ø mm
所有者名	
設置場所	丁目 番 号 町 番 地
指定事業者	
指定工事店	
主任技術者	
責任技術者	
工期	着工 年 月 日 しゅん工 年 月 日
屋根形状	*無落（ ） 落雪
工場	店舗 業種
しゅん工検査	年 月 日
図面番号	検査員 *無落の（ ）内は接続先を記入。

様式第8号(第17条関係)

措 置 指 示 書

年 月 日

住 所  
所有者  
氏 名 様

住 所  
使用者  
氏 名 様

小樽市公営企業管理者  
水道局長 印

小樽市水道事業給水条例第16条の規定により、あなたが 所有 使用する給水装置について  
次のように措置することを指示します。

この措置指示に従わないときは、下記の措置が採られるまで当該給水装置による給水を  
停止することがあります。

記

給水装置設置場所	小樽市 丁目 番 号 町 番地
給水装置の種類	専用給水装置・私設消火栓
設置番号	第 号
必要な措置	

様式第9号(第18条関係)

第	号	契印
給水装置立入検査員身分証明書		
写 真	氏名	
	生年月日	年 月 日生
上記の者は、水道法第17条第1項の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。		
年 月 日		
小樽市公営企業管理者		
水道局長		印

8.5cm

6cm

様式第10号 (第19条関係)

水道使用申込書

新規・変更

小樽市公営企業管理者 様


受付年月日 年 月 日

調定番号											
設置住所		方書									
使用者名		電話番号		開閉栓理由							
個人コード		住登コード		冊番		検針順					
設置番号	用途	何月～	口径	開栓年月日		閉栓年月日					
		月									
収納区分	振替済み 通知書	口座									
		金融機関	支店	種類	口座番号	口座名義					
送付先住所		方書		送付先個人コード							
送付者名		郵便番号		電話番号							
メーター番号	メーカー	型式	検定年月日	施行月日	理由	指針	工事店	メーター位置			
受水区分	受水槽世帯数	調定集合	検針区分	設備撤去							
下水区分	排水開始年月日	排水系統	排水協定	配水池							
申込者	本人	管理人	その他	備考							

コード	
開閉理由	閉栓中 (10)
	閉栓 (31)
	事務閉栓 (32)
	止水止め閉栓 (33)
	処分閉栓 (34)
	新設閉栓 (35)
	故障閉栓 (36)
	メーター無 (80)
	メーター撤去 (90)
	施設撤去 (Z0)
収納区分	納付書(送付) (3)
	納付書(分割) (4)
	口座振替 (5)
受水区分	直圧 (0)
	受水槽 (1)
	受水槽各戸検針 (2)

様式第10号の2 (第19条関係)

水道使用申込書

閉栓票

小樽市公営企業管理者 様


受付年月日 年 月 日

調定番号														
設置住所		方書												
使用者		TEL								個人コード		住登コード		
送付先住所		送付先方書												
送付先名		送付先個人コード												
設置番号		用途		口径		下水区分		開栓年月日						
現 納 付 方 法						精 算 方 法								
						・納付書 ・口座 ・集金								
閉栓年月日		年 月 日						閉栓理由		定期検針日				
										日				
調定年月	検針年月日	指針	検	水量	排出量	水道料金	消費税	下水使用料	消費税	合計	収納金額	納付年月日	状況	
移 転 先	住所	〒 -						方書				送付先個人コード		
	送付先名							随時日数欄		日間		コード		
	電話番号							月 日 ~ 月 日		日間		開 閉 理 由		
	調定番号											開栓中 (10) 閉栓 (31) 事務閉栓 (32) 止水止め閉栓 (33) 処分閉栓 (34) 新設閉栓 (35) 故障閉栓 (36) メーター無 (80) メーター撤去 (90) 施設撤去 (Z0)		
	メーター番号	型式		メーター位置										
精算	・あり						・なし							
検針	・あり						・なし		・定期指針使用					
申込者	本人		管理人		その他									
備考														



様式第10号の3(第19条関係)

水道使用申込書  
閉栓届

小樽市公営企業管理者 様

受付年月日 年 月 日


調定番号											
設置住所		方書									
前使用者											
設置番号		用途		口径	下水区分		閉栓理由		閉栓年月日		
開栓年月日		年		月		日		定期検針日		日	
使用者名					個人コード						収納区分
電話番号					住登コード						住登コード入力
											要 ・ 不要
送付先	住所	〒			方書					送付先個人コード	
						メーター番号		型式	メーター位置		
	送付者名										
電話番号					検針	月 日		指針			
申込者	本人	管理人		その他	備考						
前住所		方書									
前調定番号											
随時調定	月	家事	( )	超過	m <sup>3</sup>	水道料金	下水道使用料	検針・集金	検針年月日		
		基本	m <sup>3</sup>								
	日	業務	( )	計	m <sup>3</sup>						
		減免	( )	消費税				合計金額	指針		
最終検針	日	臨時	( )	合計							
	指針日		指針			検針区分					



様式第12号(第19条関係)

消 火 栓 使 用 承 認 書		契 印
		承認番号第 年 月 日 号
使 用 者	住 所 氏 名	
消 火 栓 番 号	公 設 第 号 私 設	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日 まで 日間	
使 用 時 間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで 時間 分	
使 用 目 的		
使 用 条 件		
小樽市公営企業管理者 水道局長		係 印

様式第13号（第21条関係）

受 付	年 月 日
-----	-------

給 水 装 置  
 排 水 設 備 等  
 所有者変更届

次のとおり所有者を変更しましたので、届け出ます。

年 月 日

小樽市公営企業管理者  
 水道局長 様

新 所 有 者	住 所 氏 名	㊟
旧 所 有 者	住 所 氏 名	㊟
設 置 番 号	第 号	
設 置 場 所	小樽市	丁目 番 号 町 番地
給 水 装 置 の 種 類	①専用栓 ②消火栓 ③給水本支管 ④共同管 ⑤臨時	
排 水 設 備 の 種 類	①排 水 ②排水洗 ③水 洗	
変 更 の 理 由	①売 買（ 年 月 日契約）④その他 ②競争購入（ 年 月 日契約） ③相 続（ 年 月 日相続）	
備 考		
届 出 人	住 所	受 付
	氏 名 ㊟ 電話番号	

添付書類・・・変更の理由を証明（売買契約書等）できるもの。（コピー可）

（注意） 本届書に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申出があっても、水道局は、その責任を負いません。

様式第14号(第21条関係)

受付	年	月	日
----	---	---	---

給 水 装 置 消 防 使 用 届

年 月 日

小樽市公営企業管理者  
水道局長 様

	使用者	住 所 (フリガナ) 氏 名	印
給 水 装 置 設 置 場 所	小樽市 丁目 番 号 町 番 地		
使 用 給 水 装 置 の 種 類	専用給水装置・私設消火栓		
設 置 番 号	第 号		
使 用 日 時	年 月 日	午前 午後	時 分
	年 月 日	午前 午後	時 分
	使用時間	時間	分
使 用 水 量	立方メートル		
摘 要			
調 査 事 項	※	調 査 員	※
		封 かん	※

様式第16号(第34条関係)

受付	年	月	日
----	---	---	---

水道料金等減免申請書

年 月 日

小樽市水道事業給水条例第40条及び小樽市下水道条例第22条の規定により水道料金等の減免を下記のとおり申請します。

小樽市公営企業管理者  
水道局長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
生年 月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
電話 \_\_\_\_\_

記

減免を申請する理由	
-----------	--

様式第16号の2 (第34条関係)

受付 年 月 日

受付場所

水道料金等減免申請書

年 月 日

小樽市水道事業給水条例第40条及び小樽市下水道条例第22条の規定により水道料金等の減免を下記のとおり申請します。

(宛先) 小樽市公営企業管理者  
水道局長

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

記

申請者世帯構成	続き柄	氏 名	生 年 月 日		
	世帯主		年	月	日
			年	月	日
			年	月	日
			年	月	日
減免を申請する理由	1 生活保護世帯等	ケース番号			
	2 高齢者等世帯				
	3 ひとり親世帯	受給者番号			
		年金証書番号			
	4 障がい者世帯	年金証書番号	年金コード		

年 月 日審査の結果 該当 ・ 非該当

福祉部確認印

決定 年 月 日  
(非該当通知 年 月から 年 月 日)

				判定
				合・否

調定番号	区 番 枝
用 途	コード

様式第17号(第35条関係)

給 水 停 止 通 告 書

年 月 日

住 所  
所有者  
氏 名 様

住 所  
使用者  
氏 名 様

小樽市公営企業管理者  
水道局長

印

給水停止理由	
--------	--

上記の理由で、小樽市水道事業給水条例第16条の2及び第42条第1項の規定により、あなたが 所有 使用する次の給水装置による給水を 年 月 日から上記の理由が継続するまでの間停止します。

給水装置設置場所	小樽市 丁目 番 号 町 番地
給水装置の種類	専用給水装置・私設消火栓
設置番号	第 号





様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第2号の2（第4条の2関係）

様式第2号の3（第4条の2関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条の2関係）

様式第5号（第6条の2関係）

様式第6号（第6条の3関係）

様式第6号の2（第6条の4関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第7号の2（第8条関係）

様式第8号（第17条関係）

様式第9号（第18条関係）

様式第10号（第19条関係）

様式第10号の2（第19条関係）

様式第10号の3（第19条関係）

様式第11号（第19条関係）

様式第12号（第19条関係）

様式第13号（第21条関係）

様式第14号（第21条関係）

様式第15号 削除

様式第16号（第34条関係）

様式第16号の2（第34条関係）

様式第17号（第35条関係）

様式第18号（第35条関係）

